

## 大阪広域環境施設組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月31日

大阪広域環境施設組合  
監査委員 阪井千鶴子  
同 片山一步

### 監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

#### 1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

#### 2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

通知を受けた日：令和4年3月17日

対象：令和2年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2	感染症対策の実施状況等について改善を求めるもの  感染症の流行があった場合は、大阪府内の感染状況や環境施設組合職員の感染状況によっては、焼却工場等の運営の縮小・一時休止を検討する必要がある。実際に縮小・一時休止に至った場合は、市民の日常生活等に不可欠なごみの処理処分に重大な支障を来しかねず、こうした事態を招かないためにも、感染症の流行も広義の自然災害と捉	1  ・新型コロナウイルス感染症の感染状況については、令和3年1月7日付けで国において大阪府ほか10都府県を対象とした緊急事態宣言が発出され、大阪府においては、同年4月に大阪府モデルに基づく「レッドステージ」の状況となり、4月25日には再び緊急事態宣言が発出されることとなった。  ・その後、同年6月中には緊急事態宣言がいったん解除されたものの、「レッドステージ」の状態	措置済	令和4年 1月20日

え、地震や風水害に準じて対策を講じておく必要がある。

しかしながら、今回、環境施設組合における感染症対策の状況について調査したところ、以下の実態が見受けられた。

- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大初期から、主に大阪市に準じた各種の措置を実施し、適宜変更しているが、個別の通知や現場での工夫等による対応がほとんどであり、環境施設組合としての体系的な整理が行われていない。

- ・各工場においては、新型コロナウイルス感染症に関する対応について令和2年11月時点で一定の整理が行われたものの、環境施設組合全体としての体系的な整理が行われていないため、環境施設組合全体で行うべき対応との整合性が不透明となっている。

- ・感染症対策について、震災等に準じた対応措置等を整理する予定が今後もない。

よって、以下のとおり勧告する。

は変わらず、デルタ株への置き換え等々の状況変化により、同年8月2日にはまたしても緊急事態宣言の発出となり、状況が目まぐるしく変化し、対応に追われることとなった。

- ・このため、作業を進めていた「体系的整理」の中途での見直しも迫られることとなったものの、令和3年8月末現在の状況に基づいて整理を進めることとして『感染症の手引き』を作成し、令和3年9月30日に各課・工場あて周知した。

2

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた必要な措置は、『感染症対策の手引き』等に基づいて実施しており、その実施状況の確認の仕組みの構築については、令和3年11月17日付けで年3回のチェックシートによる状況報告を求めており、同年12月には全部署から取組状況の報告を受けている。

- ・これに加え、毎年実施している内部監察の項目に新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を組み込むことで、点検先の部署に属しない管理職等が実施状況

	<p>[改善勧告]</p> <p>1 総務課は、新型コロナウイルス感染症への対策について、令和3年度のできるだけ早い時期に組織全体でこれまでの状況を検証し、別の感染症対策においても参照できるよう体系的に整理すること。</p> <p>2 整理した結果に基づき、必要な措置を継続的に実施するとともに、実施状況が確認できる仕組みを構築すること。</p>	<p>を点検する体制のもと、令和3年12月27日から令和4年1月20日にかけて点検を実施した結果、全部署が適正に対策を実施していることが確認できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、今後も新型コロナウイルス感染症にかかる状況の変化も踏まえながら内部監察等において対策の実施状況を確認していくほか、『感染症の手引き』を適時に見直すことなどにより、対策の充実に努めていく。</li> </ul>		
4 (1)	<p>各種情報システムの端末機器等に係る操作研修について改善を求めるもの</p> <p>大阪広域環境施設組合情報セキュリティ対策基準の12-(3)-②-アでは、「課情報セキュリティ責任者は、(略)操作マニュアル等を作成し、機器の操作研修を実施する」と規定され、また、大阪広域環境施設組合情報セキュリティ実施手順の13-(2)では、「課情報セキュリティ責任者は、当組合に新規配属となった職員を対象に、(略)操作研修を当該職員の配属時に実施する」と規定されている。</p> <p>しかしながら、今回、各課が所管</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度における機器操作研修については、総務課が情報セキュリティに関する基本的事項や各種規程、総務課の所管する各システムに関する研修を、令和3年度の新規配属者を対象に令和3年4月1日及び15日に実施した。</li> <li>・また、施設管理課が所管するシステムの機器操作研修については、同月13日から21日にかけて実施した。</li> <li>・これらの研修の実施に当たっては、令和2年度の新規配属者を対象としたアンケート調査の回答結果を踏まえ、研修の実実施時期が繁忙期となる人事異動の時</li> </ul>	措置済	令和3年 12月24日

する各種情報システムの端末機器等に関する操作研修について調査したところ、以下の実態が見受けられた。

・少なくとも令和2年度に新規配属となった職員に対しては機器の操作研修等を実施すべきところ、実施していなかった。

・新規配属者向けとして、各種情報システムの端末機器等における操作マニュアル等は用意しているものの、環境施設組合設立時に各種情報システムの構築業者が作成したものから更新されておらず、内容の妥当性が検証されていなかった。

よって、以下のとおり勧告する。

[改善勧告]

1 各課情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係の各種規程の趣旨及び内容を踏まえた上で、令和3年度において機器操作研修を実施し、令和2年度の研修対象者にも令和3年度に研修を受講させること。

2 機器操作研修については、規程上は、環境施設組合に新規配属となった職員が対象者である

期と重なることから、令和3年度の新規配属者のみを対象として実施することとし、令和2年度の新規配属者については、令和3年4月20日に庁内ポータルサイトに掲載した研修テキストで対応することとした。

2

・上記1のとおり、新規配属者以外における職員に対しては、研修テキストの庁内ポータルサイトへの掲載で対応することとした一方で、情報セキュリティの確保の観点からは、技術の進歩等に対応した研修を定期的実施していく必要があることから、全職員を対象として毎年実施することとしており、令和3年度においては令和3年12月中に研修を実施し、同期間中に受講可能な職員の全員が受講した。

・この研修では、機器操作研修で得られる知識の浸透を図るべく、機器操作研修の振り返りやテキスト案内等を盛り込んでおり、今後も実施していく。

3

・各システムの主管課において確

<p>が、職員の業務実態を踏まえつつ、情報セキュリティの確保の観点から対象者の範囲について検討し、必要に応じて拡大すること。</p> <p>3 各種操作マニュアルについて、当初作成時から更新されていないため、現状に照らして更新の必要性を検討し、必要に応じて更新すること。</p>	<p>認した結果、庶務事務・文書管理・財務会計・人事給与の各システムにおいて、それぞれマニュアルの更新が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新後の総ページ数が膨大であったため、更新後の各マニュアルのデータを記録したCD-Rを令和3年6月25日に各課・工場に配付した。</li> <li>今後も、システム主管課が定期的にマニュアル更新について検討していく。</li> </ul>	
---	--	--